

■市内事業所の皆様

自然災害への備えはできていますか?

近年、全国各地で大規模地震や大型台風による河川氾濫が相次いでおり、その度に企業は被害を受け、復旧の目途が立たない、あるいは復旧に多くの時間を要するといった事態が頻発しています。

昨年7月には「中小企業強靱化法」が施行され、中小企業庁は防災・減災に取り組む企業が様々なメリットを受けられる『事業継続力強化計画』認定制度を開始しました。また『BCP(事業継続計画)』策定の必要性は従前から周知されており、「事業継続」のために「従業員」のために、そして「地域」のために是非とも計画の策定をご検討ください。

『BCP(事業継続計画)』 ※事業継続力強化計画の内容も含まれます

自然災害等が発生しても、企業や地域にとって重要な業務は中断させない、あるいは中断しても可能な限り早期復旧させる方針・体制・手順を示した計画のことです。(認定制度ではありません)

『事業継続力強化計画』(認定対象)

中小企業等が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。

記載内容

自然災害リスク等の確認
安否確認や避難の方法 初動対応
建物・設備の保護などの事前対策

メリット

税制の優遇措置
金融支援、補助金の加点など

申請先

近畿経済産業局 産業部 中小企業課
TEL06-6966-6023

やる気の認定

記載内容

1. 重要業務と目標復旧時間の決定
2. 事業継続戦略(復旧・代替など)
3. 業務復旧・再開対応体制と再開プロセス
4. 継続的改善プロセスと訓練計画の策定

メリット

1. 大切な従業員を守ることに繋がる
2. 災害対応時の意思決定がスムーズになる
3. 取引先からの信頼度が向上する
4. 競合他社との差別化に繋がる

■各種共済制度のご紹介 (万一のために是非ご加入を!)

休業対応応援共済

※火災共済または火災保険とセットで加入

地震や水災など大規模自然災害を含む様々な事故の休業損失を支援する共済です。自然災害等で事業活動が休止した場合には「約定日額×休業日数」が共済金として支払われます。

商工安全共済

【傷害総合保障共済】

納得の掛金で、工作中や仕事外のけがや病気まで、しっかり保障する商工会員のための共済制度です。加入得点として健康支援サービスも受けられます。

1人2,000円の月払掛金(月1,000円のタイプもあります)

フェニックス共済

【兵庫県住宅再建共済】

自然災害で被災した住宅の建築・購入・補修に備える共済制度で兵庫県が推進しています。

住宅の建築年数や規模、構造等に関係なく定額負担・定額給付、年額5,000円の掛金で最大600万円の給付を受けることができます。

地震保険や他の共済に加入していても加入ができ、給付が受けられます。

各共済の相談は

地域支援課 岸本友紀まで TEL0795-42-0253

■企業をご紹介ください

「商工会員の増強運動実施中！」

お近くの方、お知り合いの方で、創業まもない方など、まだ商工会に加入されていない事業所をご紹介ください。

加入要件：加東市内に事業所または自宅を有する方

メリット：事業計画書の作成支援
各種補助金等の紹介および申請支援
雇用確保や人材育成の支援
各分野の専門家による個別指導（年3回まで）
金融・税務・労務の相談・助言など
※他にも様々な支援メニューがございます

問い合わせ：加東市商工会 Tel.0795-42-0253



助太刀いたします！
商工会は、「討つて出る」地元企業の味方です！

会員募集中

加東市商工会では一緒に発展していく仲間を募集しています。

経営支援・販路開拓・事業承継・補助金等
会員様のあらゆる支援を行います

加東市商工会

■豪雨や台風被害に係る義援金のお願い

平素は、当会の事業運営に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年8月の集中豪雨、9月の台風15号、10月の台風19号に伴う記録的な豪雨や河川の氾濫等により、関東・東北地方を中心に多数の商工会地域において中小・小規模企業が被害を受けました。

この度、全国の商工会で義援金を募ることになりました。商工会員の相互扶助の観点から、皆様の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○お願いしたい義援金の額1,000円以上

○既に支援いただいた皆様ありがとうございました

加東市商工会

（振込の場合）

みなと銀行 社支店 普通預金 NO. 3946901
口座名義 加東市商工会事務局長 篠原靖尚しのほらやすひさ

（現金の場合）

平日午前8時30分から午後5時30分の間に
加東市商工会館までご持参ねがいます。

（期日）

令和2年2月28日（金）まで

（義援金の扱い）

今回の義援金は一般の寄付金扱いとなります

- ◆個人事業所は所得税の控除等はありません
- ◆法人事業所は一定の限度額まで損金算入できます

■パソコンに関する重要なお知らせ

Windows 7 が 2020年1月14日をもってサポート期間終了となりました。そのまま使用されると、定期的に提供されていたセキュリティー更新プログラムや有償での支援等すべてのサポートが受けられなくなり、ネットやメールが安全に使用できなくなります。

まだ、更更新手続きが完了しておらず不安な方、新しいパソコンを購入したいとお考えの方は、地元のパソコン販売修理会社等には是非ご相談ください。

■個人事業所の確定申告

「所得税」確定申告 申告・納税期間

令和2年2月17日(月)

～ 3月16日(月)

*口座振替日 4月21日(火)

「消費税」確定申告 申告・納税

3月31日(火)まで

*口座振替日 4月23日(木)